

講演会で頂いたご質問（その1）

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

No.127

**Q1. 今後、親子ローン手続きの外貨管理局への申請は、事業者ではなく、銀行が申請者となるのが主流となるのでしょうか？
また、このような状況は、他でもあるのでしょうか？
「企業の中長期外債審査登記管理弁法(発改委令[2023]56号)」の運用について教えてください。**

2022年より、一部地域において、外貨管理局ではなく、銀行が外債登記手続きを行うようになっている。
⇒ 上海自由貿易試験区臨港新片区（後に、浦東新区に拡大）、広東自由貿易試験区南沙新区片区、海南自由貿易港洋浦経済開発区、浙江省寧波北仑区等の区域です
（上海匯発[2022]4号・粵匯発[2022]1号・甬外管[2022]2号等に基づく）。

上記手続きは、銀行が企業の代わりに外債登記を申請するもので、本来的には、企業に対する優遇措置（手続き簡便化措置）。
但し、銀行の審査実務によっては、却って時間を要するケースが見受けられ、現段階では必ずしも合理化につながっていない。
⇒ 上海市内の銀行でのヒアリングでは、企業が提出する資料に問題がなければ、1～2週間程度の所要時間との回答。

本手続の対象は、マクロプルーデンス方式を採用している場合のみで、
投注差の場合は、当該手続きの対象外。今後、対象地域は拡大する可能性が有る。

「企業中長期外債審査登記管理弁法（国家発展改革委員会令2023年第56号）」に基づき、
2023年2月10日から、中長期外債に関する発展改革委員会での備案手続きが強化。
⇒ 中長期外債を申請するに際しては、国家発展改革委員会で事前の備案が必要。
外債登記に際して、「企業外債借入審査登記証明」の提示が必要。

ただ、地域（外貨管理局）、銀行によって、対応のばらつきが有る。
今年2月23日、国家発展改革委員会・外資司にヒアリングした結果では、
「外資企業の場合で、投注差方式を採用する場合は、国家発展改革委員会での備案は不要だが、
マクロプルーデンス方式を採用する場合は必要。
ただ、現地の外貨管理局が、外債登記時に、これを要求しなくても異議は唱えない」という回答。

Q2. 保税区域に関する質問

A社は上海・浦東にて加工製造。

保税扱いで外資企業へ製品を納入している。

製品の一部工程を、納入先近くで製造した場合、
保税扱いは出来なくなるのでしょうか？

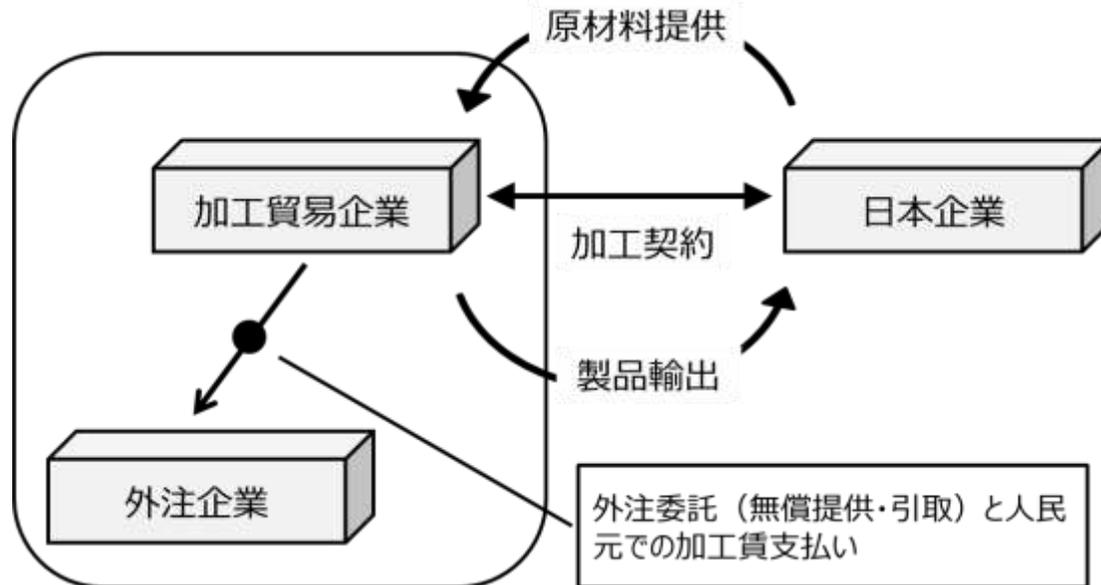
保税加工の一部工程を他企業に外注することは可能。委託する企業（上海・浦東企業）が、「一般区の加工貿易企業」か「保税区域の企業」かで、手続きは異なる。

⇒ 一般区の企業の場合は、外注先企業が非保税企業（非加工貿易企業）でもよい。

保税区域の企業の場合は、区外企業が加工貿易企業である事が保税出荷（加工委託）の前提となる。

1. 一般区の加工貿易企業（外注加工）

外注加工（外発加工）は、加工貿易企業が、生産能力の不足等を理由に、工程の一部を他企業に外注する取引。保税品は、全て加工貿易企業の手冊・帳冊で管理されるため、外注先は、通常の工場（非加工貿易企業）となる。加工貿易企業⇔外注先企業間での貨物移送は無償で行い、加工賃は人民元で支払われる（外注先への販売は、加工貿易貨物監督管理弁法により禁止されている）。全工程の外注（丸投げ外注）を行う場合、加工委託する企業（加工貿易企業）は、関税・増値税に相当する保証金を納付する必要がある。



● 税関手続

外注加工は、以前は、税関に対する事前許可申請が必要だったが、「加工貿易貨物監督管理弁法（税関総署令2014年第219号）」の改定により、事前許可が不要となり、最初の外注から、3営業日以内に、税関に備案申請する事となった（事前許可から事後備案への緩和）。

また、「作業手続の簡素化・規範化による加工貿易の利便化促進に関する公告（税関総署公告2019年第218号）」で、「加工貿易貨物監督管理条例」で要求されている、外注加工出荷・荷受記録は送付不要となり、企業が自社保存する事となった。

● 保証金

かつては、外注加工において、「全行程の外注、税関所管区域を跨ぐ外注、外注先から直接輸出される場合」は、全て保証金の積立が義務付けられていたが、2014年の加工貿易貨物監督管理弁法の改定において、保証金の積立が必要となるのは、全行程の外注（丸投げ外注）のみである。

● 外注先からの輸出・廃棄

外注加工に関する保税品は、委託元である加工貿易企業の手冊で管理されるため、外注先で発生した、製品、余剰材料、及び、生産時に発生したくず材、不良品、副製品なども、加工貿易企業が回収するのが原則となる。但し、経営企業（加工貿易企業）所在地の主管税関の許可を取得すれば、外注先からの輸出、若しくは、外注先での廃棄が可能となる（加工貿易貨物監督管理弁法）。

● 再外注の禁止

請負企業（外注先企業）が、加工貿易貨物を再度、他の企業に外注することは禁止されている。

2. 保税区域企業の場合

「総合保税区域管理法」の規定は以下の通り。

第25条には、総合保税区域と他の総合保税区域等の特殊管理区域、保税管理場所

（保税倉庫、税関で備案した加工貿易企業の生産・保管場所：講演者注）との往来は、保税措置が認められる（関税・輸入段階課税を免除される。

第29条には、区内企業が、区外企業に外注加工を委託する場合、

期間は加工貿易契約の範囲内とする必要があり、区外で加工した貨物は、総合保税区域に戻す必要がある。

また、区外で発生した端材・不良品・副産物は、区外で処分することもできるが、貨物の状況に応じて課税されると規定。

つまり、区外外注先が加工貿易企業であればよいが、それ以外の場合は、課税取引になる。

Q3. 中国企業の対日投資手続きについての質問 特に4点（①国家発展局 ②法人設立動向 ③送金 ④口座開設）に関して興味を持っています

1. 対外出資の手続き

中国からの対外投資には、発展改革委員会と商務主管部門双方の手続きが必要。

⇒ 双方、「備案（届出）を主体として、敏感性プロジェクトの場合に許可が義務付けられる」と規定。
双方の手続きが終了した上で、対外出資が可能となる。

● 発展改革委員会での手続

「対外投資管理弁法（国家発展改革委員会令2017年第11号）」が根拠。
敏感性プロジェクト（中国と国交がない、戦乱状況にある国家に対する投資。
若しくは、発展改革委員会の敏感業種目録に規定する業種）に付いては、
発展改革委員会での許可取得が必要。それ以外は、備案手続。

● 商務主管部門での手続

「国外投資管理弁法（商務部令2014年第3号）」・
「国外投資の方向性の更なる指導と規範化に関する指導意見（国弁発[2017]74号）」が根拠。
敏感な国家に対する投資（中国と国交を結んでいない国家、及び、国連の制裁を受けている国家）、
敏感な業界に対する対外投資（中国が輸出を制限している製品・技術に関するもの、
及び、複数の国家の利益に影響を与える業界）に付いては、
商務主管部門での許可取得が義務付けられ、それ以外は、備案手続。

2. 報告義務

中国から対外出資した子会社に付いては、
「対外投資備案(承認)報告実施規程(商弁合函〔2019〕176号)」に基づき、
商務主管部門に、半期毎の報告義務が有る。
その中で、中方出資者の投資額が1億元以上で、支配権を有する場合は、
計数（輸出入額、人員、資産・負債額など）を含む、比較的詳細な報告が必要。
それ以外は、計数報告を含まない、簡単な報告となる。